

# 財団法人因幡街道ふるさと振興財団寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人因幡街道ふるさと振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鳥取県八頭郡智頭町大字智頭396番地に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国の登録有形文化財である石谷家住宅を近代和風建築の代表的な文化的財産として将来へ継承しながら、石谷家住宅を中心とした歴史的町並みが残る智頭宿を交流拠点ゾーンとした因幡街道沿いの文化施設との連携を図った事業を展開することにより、地域住民の文化的生活の向上を図り、もって地域の振興に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 因幡街道沿いの文化施設の連携により交流人口の拡大を図る事業
- (2) 因幡街道周辺の文化的美術品の展示及び紹介に関すること。
- (3) 石谷家住宅の管理運営の受託に関すること。
- (4) 石谷家住宅を中心とした智頭宿の観光の振興に関すること。
- (5) 地域住民等の文化的財産の保護意識の高揚に関すること。
- (6) 諸外国との交流による日本文化の紹介に関すること。
- (7) 石谷家住宅内における飲食の提供および物品等の販売に関する事業。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附された財産
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録の基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会が運用財産から基本財産への繰入れを決定した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事会が別に定めるところにより、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は銀行等への定期預金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入その他の安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在の数の4分の3以上の議決を経た上で、鳥取県知事の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決により定める。ただし、事業年度中途に理事会の議決により変更することを妨げない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその事業年度の収支予算が成立しない場合において、理事会が必要と認めるときは、理事長は、当該収支予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の収支予算の範囲内で収入及び支出をすることがで

きる。

2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 理事長は、この法人の事業報告及び収支決算について、毎事業年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けた上で、毎事業年度終了後3か月以内に鳥取県知事に報告しなければならない。

(特別会計)

第13条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 この法人の借入金（その事業年度の収入をもって償還する借入金を除く。）については、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経た上で、鳥取県知事の承認を受けなければ、借り入れることができない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 15人以上20人以下(理事長及び副理事長を含む。)
- (4) 監事 2人

(選任等)

第17条 理事長は、智頭町長の職にある者をもって充てる。ただし、町長に職務代理が置かれている場合には、その職にある者をもって充て

る。

- 2 副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、理事会で選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

#### (職 務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務の執行を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、理事長が欠けたとき、又はこの法人の利益と理事長の利益とが相反するときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行に関する事項を決定する。
- 4 監事は、次の業務を行う。
  - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会又は鳥取県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、又はこれを招集すること。

#### (任 期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決定に基づき、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の理事会の決定は、当該決定をする理事会で解任しようとする役員に弁明の機会を与えた上で、理事の現在数の3分の2以上の議決

により行う。

(報酬等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

3 役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 この法人に、理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定める事項その他この法人の業務の執行に関する事項を決定する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、次の2種とし、それぞれに定めるときに開催する。

(1) 通常理事会 毎年3月及び5月

(2) 臨時理事会 次のいずれかに該当するとき。

ア 理事長が必要と認めたとき。

イ 現在数の3分の1以上の理事から、開催の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

ウ 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、第18条第4項第4号の規定により監事が招集する場合以外は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号イ又はウの請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催の日の7日前までに、その日時、場

所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事に理事会の開催を通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長（第18条第4項第4号の規定により監事が招集した場合にあっては、監事）がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第27条 理事会は、現在数の3分の2以上の理事の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会の議決は、この寄附行為で別の定めをするもの以外については、出席した理事の過半数により行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された審議事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名並びに書面をもって表決し、又は表決を委任した理事にあっては、その旨

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及び発言の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において、理事の現在数の4分の3以

上の議決を経た上で、鳥取県知事の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第33条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までに掲げる事由によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経た上で、鳥取県知事の許可を受けて、解散する。

(残余財産の処分)

第34条 この法人が解散するとき有する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経た上で、鳥取県知事の許可を受けて、智頭町又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附する。

## 第6章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第36条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 行政庁の許可、認可等に関する書類

(4) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 理事会の議事録

(7) 処務日誌

(8) 登記に関する書類

(9) その他必要な書類及び帳簿

## 第7章 雑則

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要

な事項は、理事会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この寄附行為は、民法第34条の規定による鳥取県知事の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日から、平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の理事及び監事は、第17条第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

#### 附 則

この寄附行為は、平成18年6月12日から施行する。

## 財団法人 因幡街道ふるさと振興財団設立趣意書

智頭宿は江戸時代、鳥取城下から志戸坂峠を越えて上方に通じる宿場町として栄え、鳥取池田藩の参勤交代の際には重要な役割を果たすとともに、数多くの歴史資産が残り現在でもその当時の面影を偲ばせている。

石谷家住宅はこの智頭宿の中心部に位置し、宿場における中心的な存在で屋号を塩屋といい、宿場問屋を務め、安永・天明年間には智頭郡の大庄屋に任ぜられたこともあり、明治以降にはこの地方きっての林業家として栄えてきた。

この石谷家住宅は、一部江戸時代後期のものもあるが、主屋等大部分は昭和2年に完成したもので、その構造は林業家ならではの豪快な木組みで豪華な客間とともに、広大な庭園と一体となった美しさと風格を保っている。

このような中、智頭町は近代和風建築としての文化財として、平成9年7月に国の登録有形文化財に登録された石谷家住宅を核とした、智頭宿の町並み保存による町づくりや同町が誇る歴史資産の活用により、文化財保護意識の向上を図り、次第に失われつつある歴史建造物を守るとともに、同町の文化を振興し、さらには交流人口の拡大につなげるための事業を展開することとした。

この交流人口の拡大を目指した町づくりは、因幡街道沿いの用瀬町及び佐治村でもすでに進められており、智頭町の町づくりが進展することで、智頭宿・雛の館・アストロパーク等因幡街道沿いの施設との一体的な連携を図った事業を展開することが可能となり、より一層の広域的な交流人口の拡大及び地域の活性化が期待できる。

また、智頭町では韓国揚口郡との交流を行っており、本財団でも友好交流を促進する事業を実施することで、同町の国際文化交流の促進に寄与できると考えている。

このようなことから、本財団では石谷家住宅を核とした因幡街道沿いの歴史資産の保存・活用と広域的な地域振興を両輪とした事業を強力に押し進めることにより地域住民の文化的生活の向上を図り、もって地域

の振興に資することを目的として、財団法人を設立しようとするものである。